

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年3月12日(金曜日)  
午前9時32分～午後3時14分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長                      田 原 義 寛 副 委 員 長  
                    荒 山 光 広 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                    秋 枝 秀 稔 委 員                      藤 井 敏 通 委 員  
                    岡 村                      隆 委 員                      石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
                    竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
                    石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長                      阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長  
                    篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
                    波 佐 間                      敏 副 市 長                      中 本 喜 弘 教 育 長  
                    杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長                      西 田 良 平 建 設 農 林 部 長  
                    末 岡 竜 夫 教 育 次 長                      八 木 下 理 香 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長  
                    山 本 幸 宏 市 民 福 祉 部 次 長                      古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長  
                    井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長                      古 屋 壯 之 高 齢 福 祉 課 長  
                    佐 伯 憲 一 建 設 課 長                      齊 藤 正 憲 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長  
                    野 村 知 司 建 設 課 主 幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時32分開会

○委員長（杉山武志君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案14件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 別にございませぬ。

○委員長（杉山武志君） それでは、早速、議案第3号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） それでは、議案第3号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,622万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億2,102万円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款保険給付費・1項療養諸費・1目、説明欄001ともに一般被保険者療養給付費において、療養給付費を2,877万6,000円追加するものでございます。

これは、令和2年度の4月から令和3年1月までの給付実績及び過去の実績に基づいた2月以降の給付見込額からの推計結果による、今後の給付額の増加に――増額に備えるものであります。

なお、特定財源につきましては、県支出金2,877万6,000円の追加となっております。

続きまして、2項高額療養費・1目、説明欄001ともに一般被保険者高額療養費において、高額療養費を765万5,000円追加するものでございます。

これは、療養給付費と同様の推計結果による、今後の給付額の増額に備えるものであります。

なお、特定財源につきましては、県支出金765万5,000円の追加となっております。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分・1目一般被

保険者医療給付費分において96万2,000円の財源更正——戻ります。96万2,000円を財源更正するものでございます。

これは、保険者努力支援制度に基づき交付される交付金の額が確定したことに伴う県支出金の減額によるものです。

続きまして、4款保健事業費・2項・1目ともに特定健康診査等事業費において財源更正するものでございます。

これは、県支出金のうち、特定健康診査及び保健指導に係る特別交付金の額の確定に伴い、交付金の総額には増減はありませんが、交付金の内訳に変更が生じたことによるものであります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

続きまして、5款・1項ともに基金積立金、1目国民健康保険基金積立金、説明欄001基金積立経費において、国民健康保険基金利子積立金を3万7,000円増——減額するものでございます。

これは、積立利息額の確定に伴い、積立額を変更するものであります。

続きまして、7款・1項・1目ともに予備費ですが、歳入歳出の全体予算調整の結果17万4,000円減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページにお戻りください。

4款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金のうち、説明欄普通交付金を3,643万1,000円追加、特別交付金において、説明欄保険者努力支援分を170万3,000円追加、特別調整交付金分（市町村分）を273万7,000円減額、特定健康診査等負担金を7万2,000円追加、合計で3,546万9,000円追加するものでございます。

これは、普通交付金につきましては、歳出における保険給付費の療養給付費及び高額療養費の額の確定に伴い追加するものであります。

また、特別交付金につきましては、歳出における国民健康保険事業費納付金及び保健事業費の財源更正に対応するものであります。

続きまして、5款財産収入・1項財産運用収入・1目利子及び配当金を3万7,000円減額するものでございます。

これは、歳出の基金積立経費に対応するものであります。

続きまして、6款繰入金・1項・1目ともに一般会計繰入金を合計78万8,000円

追加するものでございます。

これは、保険基盤安定繰入金に係る事業費の額の確定に伴う県からの通知によるものであります。

なお、これら繰入金は、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点お尋ねいたします。

11ページなんですけれど、給付型——給付額が上がっておりますが、病気をする方が多くなられたってということでしょうか。病名はファースト——病名をお願いします。

それと、基金の見込みですが、基金残——13ページなんですけど、基金残高の見込金額をお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） まず、1点目の——三好委員の質問の1点目、給付——医療給付の増額についてですが、特別の疾病等による——内容については、詳細はよく——ここではちょっとよく分かりませんが、あくまでも予算——補正予算を見積もる上で、1月の段階で、このままでは足りないということが予想されまして、例年の1月以降の給付費の状況、それから、これまでの状況等勘案しまして、3月まで、今年度いっぱい確実に保険給付を行うためには、これほどの額が必要であるということで、このたび補正をさせていただいたものであります。

それから、2点目の今年度の基金への積立て、まだ年度途中で、繰越金がどのくらいになるかも、今のところ定かではございませんが、今一応、予算上は予備費として6,100万円程度、予備費の予算がありますが、特段の予備費をのけて、ほかの予算で賄うことができれば、その予備費に充てておる部分が繰越相当額になるかと思われまので、その程度、翌年度に繰越しが生じることに……（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 三好委員の国民健康保険基金の令和2年度末の残高見込

みですけれど、令和3年度のこの予算の概要にもあります基金の残高の推移の中に、令和元年度末、令和2年度末、令和3年度見込み記載しておりますけれど、国民健康保険基金は、令和2年度末は7億5,500万円程度の見込みとしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか、質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第5号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページになります。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,175万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億504万1,000円とするものでございます。

次に、14ページ、15ページを御覧いただければと思います。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費におきまして、電算システム変更委託料を319万円減額しております。

これは、介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で追加計上したところがございますけれども、システム改修の内容等を精査したところ、業務予定量が見直された結果として事業費の減額を行うものでございます。

なお、令和3年度の介護保険制度の改定内容としましては、介護報酬の改定、要介護認定期間の延長等、また、保険料関係では、税制改正への対応等、津々ありますが、年度内でのシステム改修の完了を当初予定しておりましたけれども、国からの改正内容等の情報不足から、システム事業者による開発期間等に遅れが生じたため、4ページにお示ししておりますように、補正後のシステム改修業務委託料447万1,000円を令和3年度へ繰越しを行うこととしております。

2款保険給付費・1項介護サービス等諸費から3項その他諸費、また、6項特定入所者介護サービス等費につきましては、冒頭申しましたように、給付実績等に基づく事業見込額を推計し、過不足について追加または減額をしております。

次に、28ページ、29ページを御覧いただければと思います。

3款地域支援事業費・2項一般介護予防事業費、及び3項包括的支援事業・任意事業費におきまして、人件費を303万5,000円及び506万円をそれぞれ追加しております。

これは、地域支援事業につきましては、その対象事業が国の要綱等で定められており、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業、包括的支援事業・社会保障充実分の3項目に設定されておきまして、それぞれの項目において上限額も定められております。

このたびの地域包括支援センター職員1名増に係る人件費の追加計上におきましては、補正予算（第3号）におきまして、包括的支援事業・任意事業への——任意事業の科目へ一括して追加計上しておりましたが、現状の予算編成では、先ほど申しました各項目の上限枠を超えるため、その上限を超えた超過額全てを一般財源で賄わなければならないことが分かりましたので、今回の補正により地域包括支援センターに配置しております職員の人員の増加ではなく、職員個々が担当しております業務内容により、その人件費を支出する科目を見直すことによりまして、国県補助金等の財源を確保し一般会計繰出金を縮減することにより、一般会計の負担を軽減しようとするものでございます。

なお、本来であれば、3項包括的支援事業・任意事業費のうち、3目任意事業費において、今回増額する額809万円を減額するものでございますけれども、財務会計システムの制約に——制約のため、減額補正対応ができないことから、結果といたしまして、決算時に不用額として処理をさせていただこうというふうに今考えて

おります。

次に、6款予備費において財源調整を行うとともに、保険料の財源充当等を増額しております。

歳入につきましては、1款保険料について直近の調定見込みに応じ670万4,000円を増額するとともに、歳出で説明させていただきました保険給付費等の事業量の変更に伴い、それぞれの負担割合等に基づき、国県の支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等の財源調整を行ったところでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、1点目なんですけども、今回7,200万円ですか、減額というか、この数字っていうのはすごい数字だなんて思うんです。で、どこで減ってるかっていうことを見ますと、いわゆる介護サービス、すなわち在宅なり、あるいは訪問ですか。かなり減ってますね。これっていうのは、例えばコロナということもあって、高齢者の方が今まで利用してた介護サービスをもう極端に利用しなくなったというふうなことなのか、それとも健康になられたんで、こういう介護サービスの必要がなくなったということなのか、その辺の背景ですね。それをちょっと知りたいなっていうふうに思います。

2点目が、先ほどの国民健康保険もそうですし、介護保険もそうなんですけど、基本的には、これは国の制度というか、だから地方自治体が何か非常に工夫してコストを下げるとか、あるいはサービスをアップするとかいうのは、基本的にはできないものだろうという理解なんですけれども。そういう意味で、美祢市としての、地方自治体として特に、何か国または県の事業だろうと、市としては、極端なことをいうと下請事業だと、言われたままやってるんだということだろうとは思いますが、何か市として、美祢市として独自にいろいろ工夫してますよっていうふうなことはあるのかどうなのか。ちょっとこの2点お尋ねしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の保険給付費等の減額、予算の減額分というところなんですけども、

現状——現状の分析といたしましては、特にコロナ禍により保険——介護サービスを——介護サービスを制限されたというような動向はないというふうに感じております。

ただ、一時期、市外または県外で感染者の増加が見られたときには、高齢者は独居ないし高齢者のみの世帯が多くございます。その家族の方は市外、県外にお住まいの方等もおられます。そういった方々が帰省された場合、一定期間、介護事業所におきましても、一定期間ちょっと経過を見ていただきたいというような方向がありますので、その辺の部分は、少し影響はあったのではないかというふうに感じております。

ただ、保険給付費を大きく、当初の見込みに対して減額するものにつきましては、施設サービス費。これは特別養護老人ホーム、また、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、また、介護医療院というところの施設サービスになるんですけども、こちらのほうの入所されてる人数としてはそんなに大きく変動はしておりませんが、保険給付に伴う事業給付額っていうところが約4,000万円程度、当初の見込みに対して下がったというところが大きく要因しておるというふうに考えております。

まず、それと2点目の、市独自の取組というところになりますけれども、基本的に介護保険法で定められております事業ですから、介護サービス等に係る保険給付費に関しましては、国が示す制度にのっとって運用する——運用せざるを得ないってところが現状でございましてけれども、介護保険事業特別会計におきましては、地域支援事業、こちらのほう今、包括支援センターを直営1か所、委託を1か所、計2、2事業所で事業を展開しておりますけれども、市の独自の取組といたしましては、できるだけ高齢者の方々に通いの場とか、運動する機会だとか、そういったところを各地域で展開をさせていただいております。

そういったことで、高齢者の方々の運動機能の維持、または触れ合い——様々な方々との触れ合いによる認知機能の低下を防ぐというような——といった取組も独自では進めております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明で、ちょっと聞き取りづらかったというか、分かりづらかったのが、7,000万円ぐらいの減額っていうか、特にサービスを受ける人の



数が極端に減ったわけではないよというお話だったですけれども。保険給付が何とかが4,000万ぐらい減りましたっていう話があったんです。そこが、申し訳ないんですけども、どういうことか、もう1回ちょっと説明していただけますか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険の給付に係る介護報酬の設定といたしましては、要介護度の状態によって、国において設定されております。ですから、要支援1から要介護5まで、この段階において、それぞれの介護報酬が設定されております。

したがいまして、先ほどちょっと申しましたが、施設サービス費が当初より約4,000万円程度見込みよりは少なくなったというところなんですけれども、これは、特養、またはグリーンヒルのような介護老人保健施設、また介護医療院といった施設に入所された方々への保険給付を行うという項目ではございますけれども、そういった施設に入所されておられる方の要介護状態——要介護度状態が変化をすれば、当然ながら介護報酬の体系に基づいて算定されますので、今まで要介護5の方ばかりが入所されてたのに対し、若干なり要介護度状態が改善され、要介護4、または要介護3というふうに変更になった場合には、当然、保険給付費としては下がっていくというような今の報酬体系になっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

ということは、要介護の重い方、例えば5とか、そういう方を当初予算組んだときには100人予定してたと。ところが、実際には、その方は、悪いんですけども亡くなられたりとかいうことで、その代わり、今度は2とか3とか、割とこう介護度の低い方が入られたと。当然のことながら、それに——介護度に応じて給付が変わってきますんで、そういう施設利用の要介護度の大きいというか——人から、割と軽い人へのシフトがあったと。その差が大体4,000万円だったと、こういう理解でよろしいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第6号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ140万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億72万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款・1項・1目及び説明欄001ともに後期高齢者医療広域連合納付金を140万1,000円減額するものでございます。

これは、山口県後期高齢者医療広域連合において、令和2年度事業費が確定したことに基づき、広域連合へ納付する低所得者等の保険料軽減額に相当する保険基盤安定負担金の額が確定したことによるものであります。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

8ページにお戻りください。

3款繰入金・1項一般会計繰入金・2目保険基盤安定繰入金を140万1,000円減額するものでございます。

これは、一般会計の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、及び歳出で御説明いたしました保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

いつも——いつも思っているんですけど、この後期高齢者医療は、連合——広域連合会で議会があると思うんですけど、それに議長行かれると思うんですけど、執行部の皆さんも行かれるんですか、担当の方が。そこでどんな話が——会議で何の内容が、どんなことが出るのかなといつも思うんですけど、分かれば教えていただきたいなと思いますが。外れてますか。（発言する者あり）報告はあるんですか。会議の内容の報告っていうのがあるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 広域連合の議会での内容につきましては、報告はございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） それでは、議案第26号について御説明いたします。議案第26号は、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成5年度から市が管理運営をしております美祢市温水プールについて、市民のスポーツ活動を推進し、心身の健全な発達と福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、

民間事業者のノウハウを活用することによる市民サービスのさらなる向上を目指し、指定管理者制度を導入するために新たに条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、説明の中で、福祉と健康増進のためということがありました。それと、市民サービスのさらなる向上とありましたが、今までの市民サービスはもちろんでしょうが、さらなる向上とはどのような内容なのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

民間事業者が参入されることによりまして、民間事業のノウハウを生かすことによりサービスの質が向上すると見込んでいるために——見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 委託で——委託にして民間でノウハウをやって、さらなる向上になるかどうかと思うんですが。

プール——温水プールに行って、百寿プロジェクトの中にもありますけれど——プールの内容はありませんよ。高齢者の健康寿命を延ばして高齢者が元気になろうという中に——という方向に向かってるときに、プールの——プールで——何ていうんですか、ウォーキングとかして健康になる要素がたくさんあるし、それから小学生、中学生も水泳教室もありますでしょうし、それから、いろんな市民の講座もあります。

今までにあったかどうか分かりませんが、小中学生がプールをすることで——何ですかね、オリンピックとまではいきませんが、大会とかに出たりするいろんな指導があると思うんです。

それと、そういうことの今までの業務内容が、民間のノウハウでさらに向上するのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

民間業者が参入することによりまして、先ほどから説明をしておりますが、今までの水泳教室等の事業に加え、いろいろな提案等が出てきて、さらなる利用者の増——利用者の増を企業としても考えていくということになりますので、民間事業者が指定管理に入ることで、そういったサービス等がどんどん向上して、今までの直営よりもよい方向になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 利用料金のこととか、それから事故——事故の責任は、絶対あってはなりません、絶対ないとは言いきれませんが、事故の責任はどうなるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

事故等につきましては、現在も保険等に加入はしておりますが、今度指定管理者で民間企業が入られるようになりますと、またその辺も含めて保険の加入になるかどうかと考えております。

以上で終わります。

○委員長（杉山武志君） もう1つ、利用料金のことにも尋ねられたと思うんですが。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） すみません。

利用料金につきましては、この12月の議会で使用料の改定について議会で御承認をいただき、4月1日から使用料が変わるような形になるかと思いますが、そこで決められた金額を上限として指定管理者が利用料を決めていくという形になります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） 今、温水プールの職員の体制というか、今現状どうなっているかということと、指定管理者を募集するに当たって、基本的には市内業者といい

ますか、優先するのか、市外業者も対象にするのか。まず、その辺をお願いします。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えいたします。

現在の職員の体制は、職員1、行政指導員1、管理人2、指導員兼監視員4、監視員6名の合計10名の体制でございます。

処遇につきましては、指定管理者制度に変わりました——変わった後には……  
（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 現行のみで結構です。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） よろしいですか。すみません、失礼いたしました。

それと、もう1点の質問——御質問ですが、市内企業の件であるというふうに——御質問があったと思います。

その件につきましては、市内に事業所を置く団体であるということが指定管理——指定管理者制度の中に書いてあるんですが、専門性を有する施設や市場性を求める施設など、施設の形態によって施設の設置目的を効果的に達成するため、広く事業者——事業者を募集する必要があるときは、市内に事務所を置くという要件を外すことができるという記載もございますので、その辺も含めて検討をしているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 職員の処遇について答えようとされましたけど、それ今から聞こうと思ったんですが、その辺、処遇についてはどうなるんですか。

○委員長（杉山武志君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えいたします。

現勤務者で継続希望者の処遇の維持について、選考評価の対象とするので、継続を希望する職員につきましては、引き続き温水プールで勤務ができるようにと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 温水プールの指定管理については、今からこの条例によって、可決されれば進んでいくと思いますが、1つ、あそこの周辺は、野球場も含めてヘルスパークといいますか、そういった形になってると思います。

今、趣旨——その趣旨にありますように、効果的に利用者を増やすとかいうときに、市民球場も一帯——一帯といいますか、民間の参入を得て効果的にやられるような今からの計画があるのかないのか、教えていただきたいと思います。市民球場ですね。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えをいたします。

市民球場を含めた温水プールと合わせた指定管理者制度ということだと思われませんが、それについての計画は現在のところございませんが、今後、指定管理者等も——決まりました指定管理者とも協議しながら検討していくところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 従来、市のほうで運営・管理されてたものを指定管理制度に変えられると。その目的は、民間に委託することによりサービス向上というふうなことをおっしゃってますが、大体、指定管理はそういうことを理由に、実際にいろんなところでやられてて、その実、全く実が上がらないということが往々にしてございますけれども。

今回の場合に、先ほど荒山委員のほうからも御指摘ありましたけれども、サービス向上という面、確かにあろうかと思えます。ただし、一方で、従来市のほうで管理してた、すなわち人、物というか、かけて——コストをかけてたと。それを今度、民間に指定管理ということで委託すると。

その辺の、いわゆるコストっていうか、かかっている経費。これは、どのように従来と今後を変えることで、どのようなメリットがあると、どのぐらい削減できるという、その辺の試算はどのようにされてますか。

○委員長（杉山武志君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの藤井委員の御質問にお答え

をいたします。

温水プールのここ数年間の収支とほぼ同額、またはそれ以下になるようなことを想定をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） その試算結果というのは当然でございますよね。もし、差し支えないのであれば、その比較表というか、それを後でちょっと拝見できますでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 可能ですか。斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをいたします。

収支についての表の提出ということでございますが、後ほどお送りすることは可能かと思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対です。

先ほどの説明の中でもありましたけれど、職員の待遇も曖昧です。そして、サービスの向上と言われましたが、その内容もはっきりしてない——ありませんし、別に民間でなくても、今、市の事業の中でサービスを向上させようと思えば、施策の中でいくらかでも組み入れることができます。

特に、何の事業もそうですが、大切なことは命ですけれど、特に水泳——プールについては、命の——命が大切です。そして、健康の——健康の向上ももちろんですが、命と今から体、健康になるということも含めて、別に民間にしなくても、市で十分——この何ていうんですか、担当課でしっかりとやっていただければできる——できると思います。

それから、事業者の選定についても、専門性でと言われましたけれど、もちろん



今の——私も温水プールに以前——以前ですよ。最近は行ってませんが、行って  
ましたけど、本当によく指導していただきましたし、別に、もちろんあの方たち専  
門性を持ってやっておられますし、民間にしなくてもいいと思います。という理由  
もありますので、反対意見です。反対します。

○委員長（杉山武志君） そのほかに御意見ございますでしょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 私は、この案に反対とか賛成とかいうのではなくって、先ほ  
ど言いましたように、これを民間移管、要するに指定管理するというのが、どん  
な意義があるというか、メリットがある。あるいは、そういうサービス向上という  
メリットとか、あるいは、そのコスト削減というメリットっていうか、その辺がは  
っきり分かりませんので、それを今回試算表とか提示していただくということなの  
で、それを確認させていただいた上で、改めてこれを賛成か反対かということで議  
論させていただければというふうに思います。

○委員長（杉山武志君） 執行部は、資料はすぐ揃いますでしょうか。揃いますか。  
では、ここで換気のためにも10分間休憩、35分まで——40分まで休憩としたいと  
思います。

午前10時26分休憩

-----  
午前10時42分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

そのほか、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

それでは、これより議案第26号を採決いたします。本案について、原案のとおり  
決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり  
可決されました。

次に、議案第27号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 議案第27号美祢市保育所の設置及び管理に関する条

例の一部改正について御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案を御覧ください。

これは、平成31年度から休園しております真長田保育園綾木分園について、令和3年3月31日をもって閉園とするため、同条例第2条の表の中にあります、美祢市立真長田保育園綾木分園の項を削るものでございます。

これは、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、児童数の減少により、平成28年度から今後の運営について協議を行ってまいりましたが、平成31年度の入園希望者が1名となったことを受け、平成31年4月から休園となり、現在に至っております。

来年度、綾木地区の入園対象年齢児童3歳から5歳までの児童が合計7名ですが、そのうち6名は既に他の園に通っており、残る1名については家庭で保育をすること、来年度の入園希望者もなしという状況でございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 閉園ということは本当に残念ですが、その閉園になるまでの保育期間っていうのも問題があったんですけど。働く人たちが、保育所に預けたいと思っても預けられないような時間帯でしたから、閉園になるのは当然——になったのは当然かと思えます。別に、市民や綾木地区の責任ではありませんが。

この後の、閉園後の保育所の跡はどうなさるんですか。建物の管理とかは。この条例とはちょっと外れますけど、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 執行部、回答できますか。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

閉園後の建物の利用等についてということでございます。

綾木分園につきましては、昭和49年3月に建築された鉄骨造りの建物でございます。老朽化が激しく耐震もないため、基本的には解体をして更地にする予定でございます。

ただ、利用につきましては、今後地元との協議も含め、もし利用の希望等があれば、それに応じて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第27号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 議案第28号は、美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、毎年9月に、80歳、88歳、90歳など、節目の年を迎えられた高齢者の方々に支給しております敬老祝金につきまして、支給年齢、支給金額及び支給方法の見直しを図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、支給年齢区分をこれまでの満80歳、満88歳、満90歳、満99歳、満100歳以上の5つの区分から満90歳、満99歳の区分を廃止し、満100歳以上としていたものを満100歳のみとする3区分とするものでございます。

また、支給区分の見直しに併せまして、支給金額を満80歳で5,000円、満88歳で1万円に見直し、満100歳ではこれまで同様の5万円とし、支給方法に関しましては、これまで全て現金のみで行っていたものを、市内で利用可能な商品券による支給を可能とするものでございます。

なお、改正初年度におきましては、同一学年での支給・不支給の均衡を図るため、令和2年9月16日から令和3年3月31日までに満80歳、満88歳、満90歳、満99歳を迎えられる方々に対しましては、満80歳、満88歳では見直し後の金額、満90歳、満99歳では一律1万円の——1万円を商品券により支給することとしております。

これまで、敬老祝金の受給を楽しみにされておられた方々も多いとは存じますが

れども、これまでの本市の高齢化の進展、また人口の年齢構成の変化、それに伴う敬老祝金支給総額につきましては、徐々に増加傾向にあり、財政に与える影響も少なからず大きくなっております。

また、山口県内の敬老祝金支給状況につきましても、美祢市においては、支給年齢区分、支給金額ともにトップクラスでありますことから、今回の見直しを図り、他市と同等の内容とするものでございます。

なお、この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 議案に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） 質疑です。

○委員（三好睦子君） 質疑——ごめんなさい。質疑、ごめんなさい。質疑はありません。十分、全協のときの資料を見せていただいておりますので、内容は熟知しているつもりです。

1つ、商品券なんですけど、これは当然、商品券の加盟店じゃないと使えないということですね、確認ですけど。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、今回の制度の改正により、商品券での配布っていうところになりますけれども、今後、商工会とも調整を図っていくことになりますけれども、原則的に、市内で利用になれる店舗につきましては加盟店というふうに今想定しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 原則的につていうことは、そうでもないということですか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

少し言葉足らずでございましたけれども、今後、商工会とも調整していく中で、商工会に加盟されている店舗というような形になっていこうかというふうに考えて

おります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明があったかも分かりませんが、今度変わるってことは、周知はどうされるか。説明がありましたっけ。すみません。

○委員長（杉山武志君） 周知方法について。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 今回の敬老祝金支給事業の改正につきましては、本議会で可決された後に、4月1日から施行されるということになります。

ですから、新年度になりまして、こういった制度の改正があった——ほかにも様々な事業の見直しも行われておりますので、新年度になりまして、そういった事業の見直しに関する周知につきましては、ホームページ、また広報紙などを使って周知を図りたいと思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 大分苦勞してこの条例つくられたと思うんですけど。

基本的に、原則商品券という支給になっておりますですね。それで、100歳以上については現金ということになっております。これも大分苦勞されたかと。88歳の方も、私、場合によっては、これ現金のほうがいいんじゃないかちゅう気もするんですね。その辺の考えはいかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、今80歳、88歳で、商品券での配布という対応にしております。

委員言われるように、ちょっと今回暫定——特例としまして、90歳、99歳の方へのフォローアップじゃないですけども、そういったところも商品券でというところにしております。

一応、令和3年度におきまして、この対応でよいかどうかというところはよく見定めて、今後、判断させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。

ぜひとも、恐らく88歳の方でもつらい場合もあると思いますので、きょうの議論はきちんと会議録残りますし、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対——この議案に反対いたします。

この見直し案についてはいいんですが、全県下のを見ます——山口県下の中を見ますと、美祢市が特別いいんですけれど、それはそれであれですけど。合わせて大体見直されたということはいいいと思いますけれど。

今まで、90歳と99歳の方が3万円あったのが、段階的——特例給付もありますけれど、結局、ただ祝金がなくなるってということなので、何か気の毒な気がするんですけど。私の案を言ったらいけんのですよ。一律5,000円っていうのはどうかなと思うんですけど、その場合にでも、1,000万円ぐらいの財政効果が出るんですけど。そんなふうにしていただけないかなと思うんですが、再度お考えは——いけませんね。この議案に反対いたします。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 今のお話、受給できなくなる年齢があることと、一律5,000円を希望するので反対するという内容だったと思います。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第28号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第29号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、次の2点であります。

まず、1点目は、葬祭費の改定についてであります。

国民健康保険法第58条第1項の規定により、条例の定めるところにより葬祭費の支給を行うものとしてされていることから、美祢市国民健康保険条例第5条の規定により葬祭費の支給を行っているところです。

そこで、他市町及び後期高齢者医療における葬祭費の支給状況、それから葬祭費の支給につきましては、それらとの均衡を保つ必要があると考えられることから、支給額を4万円から5万円に改めるものであります。

続きまして、2点目は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金支給の対象となる傷病である新型コロナウイルス感染症に係る表記の内容の改定であります。

昨年6月の定例会における議案第66号美祢市国民健康保険条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関して必要な事項を定めるため、附則第5項から第10項を追加したところであります。

その後、令和3年2月3日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴い、傷病手当金支給の対象となる傷病である新型コロナウイルス感染症に係る表記の内容を改める必要が生じました。

そこで、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症とされていたものを、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）である感染症に改めるものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第29号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第30号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、前回、平成30年度の改正と同様に、県から提示された標準保険料率を基に、端数を調整した税率により保険税率の改定を行うことによりまして、被保険者の皆様の負担を少なくすることはもちろんのこと、将来的には、保険料水準の県内統一が行われることが予想されることを考慮して、県が提示する標準保険料率を基に、本市の保険税率等を見直していく必要があると考えられます。

令和2年11月10日付で、令和3年度標準保険料率が県から提示されたことに伴いまして、このたび、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

以上の改正案につきましては、美祢市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、審議が行われた結果、保険税率については、県から提示された標準保険料率を基に、市において算定した保険税率に改定すること等の承認が得られましたので、これを踏まえたものとなっております。

それでは、新旧対照表により、改正の主なものを御説明いたします。

2ページをお開きください。

それでは、保険税率についてですが、国民健康保険税には医療費に係る基礎課税額、後期高齢者医療制度への支援金に充てる後期高齢者支援金等課税額、及び40歳から64歳までの介護保険加入者に課税される介護納付金課税額の3つの区分がございます。

さらに、それぞれの課税額には、課税所得を基に計算する所得割、1人当たりに係る均等割及び世帯に係る平等割の3種類がございます。



それでは、まず、基礎課税額から順に御説明いたします。

基礎課税額については、第3条から第5条になりますが、第3条第1項において、所得割額の税率を100分の8.3から100分の7.7に、第4条において、均等割額を3万3,000円から3万1,800円、第5条において、平等割額については、特定世帯以外の世帯は2万2,600円から2万1,600円に、特定世帯は1万3,000円から1万800円に、特定継続世帯は1万6,950円から1万6,200円に改定するものです。

次に、後期高齢者支援金等課税額につきましては、第6条から第7条の2になりますが、第7条において、均等割額を1万400円から1万600円に改定するものであります。

次に、介護納付金課税額につきましては、第8条から第9条の2になりますが、第8条において、所得割額の税率を100分の2.6から100分の1.9に、第9条において、均等割額を1万3,400円から9,600円に、第9条の2において、平等割額を6,400円から4,800円に改定するものであります。

なお、第23条は、均等割額及び平等割額の軽減額を規定したものでありますが、軽減割合は、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減となっておりますことから、それぞれの課税額の改定に伴い、軽減割合に応じて軽減額を改定するものであります。

続きまして、7ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、令和3年4月1日であり、この条例は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります——失礼しました。第5条において、平等割額について説明をする際に、特定世帯の金額を間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。特定世帯は、1万1,300円から1万800円に改定するものであります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

今、下げ率についてはまちまちなんですけれど、これは県下で統一したということでしたけれど、そもそも保険料の元が違うので、市町に——どこに住むかによっ

て違ってくると思うんですけど。美祢市は——違ってくると思いますが。

この96%とか、3条とか9条とかで税率が変わってますが——0.96とか0.72とか、税率下がるのが変わっておりますが、こういったのは何を根拠で変えられたんですかね。基準があるのかないのか。どういう内容だからこのぐらいにしようとか、意見の交換会というか何かあったんでしょうか。

それと、後期高齢者医療保険のところの支援は、むしろ値下げじゃなくて上がっております。1.2とか上がってますが、負担が増えておりますが、この後期高齢者も下げることに踏み切れなかったのか。基金が——先ほどもお尋ねしましたが、あります。どうでしょうか。

それと、特定世帯というのがあるんですけど——と継続世帯とあるんですが、この——流動的と思うんですが、それは年度年度で変わってくると思いますが、その当てはまる——別に特定世帯だったという条件というか、そんなものは全く——年度によって移動してくるということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目は、この標準保険料率を基に保険税率を改定するに当たって、標準——県で提示される保険——標準保険料率がどのように決められるのかってところだと思われれます。それは、平成30年度の税制度改正によりまして、平成30年度以降は、都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となって、財政運営の責任主体として安定的な財政運営を行うこととされました。その方策の1つとして、都道府県は市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定して、それに基づいて市町村ごとのあるべき保険税の率であります標準保険料率を算定し、各市町へ提示することとなっております。

山口県におきましても、県は各市町ごとの被保険者数や医療水準、医療費に係る医療給付費等の状況等に応じて、まず、県に納付する事業費納付金を美祢市はこれぐらい納付していただきたいというものを算定し、それに基づいて、その事業費納付金を美祢市が県に納めるに当たって、これぐらいの税率——美祢市の被保険者数、それから医療費の水準からすれば、これぐらいの保険税率が妥当ではないだろうかというものが標準保険料率という形で参考にしてくださいということで提示をされ

ております。

美祢市におきましては、前回、平成30年度に改定を行っておりますが、県から提示された標準保険料率を基に、1,000円以下の端数等を調整したものにより美祢市の保険税率の改定を行っております。今回もそのときと同様に改定を——保険税率の改定を行うものであります。

続きまして、2点目は、後期高齢者医療への支援金部分だけ、少し200円ほど上がっておるが、それはどういうことなのかという御質問だったと思いますが。

後期高齢者医療制度におきましては、医療費等の個人負担が原則2割負担となっておりますことから、公費の負担が大きい——大きくなっていることから、現役世代からの支援を行うこととされております。

そこで、国保においても、他の社会保険と同様に後期高齢者医療に対しまして支援を行っているところですが、これから団塊の世代の方々が後期高齢者となられ、医療費等に係る公費負担の増加が見込まれますことから、後期高齢者支援金については若干高くなるものと、県のほうから提示された標準保険料率はそのようになっているものと思います。

それと、もう1つ、特定世帯及び特定継続世帯につきましては、まず、特定世帯と特定継続世帯の御説明をさせていただきますと、これまで国民健康保険であった方が後期高齢者制度に移行したことにより、同じ世帯に国民健康保険の加入者が1人だけとなった世帯を特定世帯に当たりまして、その世帯については、医療給付費分と後期高齢者支援金分等の平等割を5年間半額に軽減するものです。

特定継続世帯につきましては、特定世帯の期間が5年を経過した世帯は、その後3年間についても、医療給付費分と後期高齢者支援金等分の平等割を4分の3の額に軽減するという事となっております。

ですから、当然後期高齢者のほうに移行される世帯のうちで、後期高齢者のほうに移行される世帯につきましては、年々数は変わる状況となります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 税率——引下げの率ですが、私は県下で同じかと思ったら、最初の説明のときは同じだなと思いながら聞いたんですけど——同じかなと思ったらそうじゃないということで。市町で——美祢市の場合はそれで、加入者世帯数と

か保険料、給付率とかでいろいろと違うよということなんで——でしたですね。それで、市の状況によって違うということだったと思うんですが、間違いありませんね。（発言する者あり）ですね。

それと、後期高齢者ですけど、この金額は高齢者医療保険の別のもんだから下げることにはできないっていうことだったように思うんですが。これは国保の中で、後期高齢者の会計ではなくて国保の中ですから、国保の中から税率を下げるということはどうしてもできないんでしょうか。お願いします。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 先ほども御説明いたしましたとおり、後期高齢者医療制度に対しましては、現役世代から支援することとされていることから——されております。

そこで、他の社会保険と同様に、国保におきましても、その支援をしておりますが、これから団塊の世代の方々が後期高齢者となられます——なられて、医療費の公費負担等の増大が予想されますことから、県においても、国保の——美祢市の国保の支援金部分については、これぐらいが妥当ではなかろうかという標準保険料率として示されましたところであります。それを基に、このたび、端数処理等を行った結果の税率の改定となっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 自分で納得するためにもちよっとお尋ねしたいんですけど。

所得割とかの現行、美祢市の場合は8.3が7.7に変わるということなんですが、このことは、先ほど一番初めに言われましたように、美祢市の状況を見てってということなんで、この下げた率ってというのは、美祢市がこうで、他市は違うということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 市の被保険者数や医療費の水準等に応じて、県のほうで、美祢市はこれぐらい、他市はこれぐらいの保険料率が妥当なところではないかということで、それぞれ市町ごとに標準保険料率が示されているところであります。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんでしょうか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねですけど、先ほど、最終的に県下統一のような私聞き方したんですけど、それは、もし統一されるとしたら、いつ頃になるんですか。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 今の秋枝委員の質問にお答えします。

保険料率の統一化につきましては、まず国において、このたび引き続き国民健康保険制度の財政運営の安定化を図りつつ、財政運営の都道府県単一化の趣旨を深めるために、今後、国保運営方針に基づき都道府県と市町村の役割分担の下、さらなる取組を推進することが必要であるということが示されており、特に今後の課題として、保険料水準の統一化に向けた議論について、都道府県国保運営方針に明記することとされております。

そこで、山口県におきましても、令和3年度の山口県国保運営方針にも保険料水準の統一化に向けた議論について明確化されたことが示されております。

ただ、この国保運営方針は6年間で継続するもので、山口県においては、令和3年度がちょうど中間年に当たりまして、中間年の運営方針を見直すに当たって、県内統一化に向けての議論をするということが明記されることとなります。そのことから、まだ県内統一化の時期については、まだ未定ではありますが、この令和3年度の見直し後、あと3年間のうちに議論を進めて、その後、統一化されることも予想されると思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか。杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） 先ほど、三好委員から御質問がありました件で、つけ加えさせていただければと思います。

国民健康保険税の料率の決定につきましては、県が示します保険料率、これを基にしまして協議するわけですが、それにつきましては、市のほうから、市長から国保の運営協議会のほうに諮問しまして、例えば、先ほどの後期高齢者の負担金等につきましても、協議した上で決定していると、それを答申しているという形で決めておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 答弁も簡潔に——理解しやすいように簡潔にしていだけたらと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本件に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第30号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者の保険料率の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

保険料の算定に当たりましては、介護保険事業計画に定める介護給付費等対象サービスの見込量や第1号被保険者の保険料負担割合、また、介護報酬改定の影響等を考慮し算定する必要がありますが、令和3年度からの第8期におきましては、基準保険料を第7期と同額の月額5,840円、年額にして7万80円に据え置くこととしております。

第8期の基準保険料につきましては、要介護認定者の増加に伴うサービス給付費、または地域支援事業費の増加、また令和3年度からの0.67%増の介護報酬改定等があるものの、第7期期間中に積み立てました介護給付費準備基金の一部を取り崩すことによりまして、基準保険料の増額を抑制しておりますところでございます。

保険料額につきましては、据置きを行ったものの、県内でも依然高い水準であることから、第7期まで設定しております13段階による所得段階設定の弾力化は継続することとしており、負担能力に応じた負担、低所得者層の負担軽減を行うことと

しております。

一方で、介護保険法施行令や施行規則等の改正に基づき、国の基準として示される所得指標の見直し、または合計所得額の区分の見直しを行われております。

これに伴いまして、所得指標の見直しにおきまして、3ページ目の新旧対照表の下の段になります。

第4条第1項第7号の区分、これは第7段階のことを示しますが、この所得指標につきましても、これまで150万円であったものを160万円に、そして、次のページを見ていただくと、第8号の区分、これにつきましてもは200万円から210万円、第9号の区分、これについては240万円から260万円、同じく第10号の区分を300万円から320万円に変更するものでございます。

また、この第4条1項第7号から第10号までの料率を見直すことによりまして、各段階で設定される保険料につきましてもは、7段階と9段階では3,504円、8段階と10段階では年額で7,008円減額となることとなります。

このたびの改正におきましては、保険料基準額の改正はせずに、また、第7段階から10段階への料率を見直すことによる軽減を図りつつ、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことによりまして、据え置くよう対応しておりますけれども、今後も高齢化率はほぼ横ばい状態での推移、高齢者数については、2015年、平成27年以降減少に転じておりますけれども、後期高齢者の割合は2030年、令和12年にピークを迎えることが想定されております。

こういった状況下で、より安定的な制度運用を図る観点からも、このたびの改正を行うものでございます。

なお、この条例につきましてもは、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明聞きながら思ったんですけど、この条例が次の8期の事業計画に反映されると思うんですけど、介護保険——8期介護保険事業計画に反映されると思うんですけど。その場——今、また次の何号でしたっけ、ありますよね。あれで——だから、議案の14号にどのように介護保険——この第8期介護

保険事業計画の中に、どのように関わってくるのかなと思うんですが。

先ほど13段階あると言われましたけれど、一番の——段階的に——被保険者の多い段階は何段階なのでしょう。

○委員長（杉山武志君） 13段階中、多い世代は何段階かという質問でよろしいですか。（発言する者あり）高齢者が——という質問でよろしいですか。（発言する者あり）もう一度、改めてちょっと質問の内容を整理していただけますか。

○委員（三好睦子君） 今回10万円——所得が150万円が160万円になった今回の条例では、その試算が——試算っていうか、あれが出てるわけですが。

4号について——7号については、9万1,104円が150万円の人はそうだと、160万円になれば8万7,600円になるよと。だけど、ちょっと数字的に見たときに、これが本当に——この場合は明らかにマイナスなんですけれど、負担が軽くなっていますが……。7号のAの場合は、百——この場合は変わりませんね、150万円だから。13号のAの240万円が260万円になる場合は、負担率はどうなるんでしょうか。

（発言する者あり）所得によって違ってくるということで、範囲が150万円の人と160万円と違うということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 所得が150万円と160万円だったら違いますよね。ちょっと一旦休憩されて整理していただけますか。その間にほかの質疑を求めますので。

そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 非常に素朴な質問です。ちょっと、この保険制度自体が頭に全然入ってないんですけど。

今回の改定っていうのは、第1号被保険者の所得か何かで率が変わるとかいうことだろうと思うんですけど、第1号被保険者っていうのは、どういう人が該当するんですか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険制度上、第1号被保険者と定義される高齢者になりますけれども、これは65歳以上の高齢者を示しております。

介護保険制度で、もう1つ、第2号被保険者というのが存在します。この第2号被保険者につきましては、40歳から64歳までの方を第2号被保険者と定義されておまして、第1号被保険者については、それぞれ介護保険料として納めていただく。



第2号被保険者の方々につきましては、国保だったり各種医療保険の中に、介護保険料分として上乗せで納めていただいております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） このたび第8期ですか、保険料据置きということで、大変本当、皆さん喜んでおられると思います。

これはあれですか、美祢市の保険料というのは、まだよその動きは分らないと思いますけど、今の段階だったら、美祢市はどのぐらいの——県下市町村やったらどのぐらいに位置しておるんですか。例えば上位とか、下位とかですね。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

まだ、県下全市町の保険料の基準額の情報というのは、まだ手に入っておりませんけれども、昨年末、12月末時点での各市町が予定されておる保険料の情報としましては、今回の美祢市の基準保険料を据え置くことによって、大体県下、上位5位ぐらいに位置されているところでございます。

第7期の段階では、県下2位、3位を争う高水準でありましたけれども、若干、周辺の宇部市なりが保険料が高くなって——高くなるよう推移してる状況が見てとれるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この変動についてちょっと表をつくってみて——国保もでしたけれど、介護保険についても表をつくったんですけど。

所得税の——と所得税の控除と税額との10万の差が変わったことで、この市民——この介護保険の市民の負担割合は、別——ちょっと、どう負担が増えたのか減ったのか、ちょっと微妙なところもあるので、そこの辺をお尋ねしたいなと思います。

13条の案については変わってるので、どうなのかなっていうところがあったんで、市民にとっての負担割合をお尋ねいたします。割合というか、本当に負担が軽くなったのかどうか。

○委員長（杉山武志君） 合計所得額の変更によって、市民の負担が減ったか増えたかという御質問でよろしいですか。

○委員（三好睦子君） それと、13段階の中で、その影響を受ける人は、どの——一番多いところは段階的には何段階なのかなと思ったので、その点お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

このたびの保険料率の改正で、段階の中では、第7段階から10段階の方々の保険料が軽減されるようになります。

ちょっと今、手元にその段階ごとの被保険者数の見込みの資料はちょっとないんですけども、令和2年度の第1号被保険者1人当たり保険料、これと、また後ほど御説明するようになるかと思えますけども、令和3年度での1人当たり保険料、これを比較しますと、令和2年度の見込みでは、1人当たりが約6万5,952円、令和3年度の見込みでは6万3,636円と、平均的な1人当たりでは2,316円の負担——負担の減少が見込まれております。

したがいまして、今回この改正を行うに当たって、引下げ幅が——説明の中での7段階と9段階では3,504円、8段階と10段階で7,008円の減額と説明させていただきましたが、この8段階、もしくは7段階の第1号被保険者の分布が多いのではないかと、ちょっと手元に資料がございませぬが、そのように推移——考えるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかに質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第31号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第32号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令が改正されたことに伴いまして、関係する基準条例について、所要の改正を行うものでございます。

このたびの一部改正につきましては、省令の公布に伴い4つの条例に影響が出ており、まず1つ目が、議案名にもありますように、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例。2つ目、これは3ページ目になりますけれども、3ページ目中段にあります、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。3つ目が、美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。4つ目が、美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の4本となっております。

このたびの主な内容につきましては、まず、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例では、施設が所在する地域と密着した災害への対応強化に関する努力規定及び小規模多機能型居宅介護においては、人員配置基準の緩和に向けた見直しが図られること。

次に、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例では、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護におきまして、管理者要件を緩和するとともに、先ほどと同様に、施設が所在する地域と密着した災害への対応強化に関する努力規定が加えられたこと。

また、4つの条例に共通する事項としましては、コロナ禍における感染症対策の

強化や業務継続に向けた取組に加え、介護サービス事業者を対象とした高齢者虐待防止の強化が3年間の経過措置を設けた上で、義務づけられたものとなっております。

以上が、このたび改正します主な内容となりますけれども、条例におきましては、基準となる事項について整備することとしており、細目的事項や技術的事項につきましては、規則に委任しておるところでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 説明をされる古屋課長にちょっとお尋ねしますが、説明されてて分かりますか。というのが、この制度を知らないと、さっぱり理解ができないような内容かなというふうに正直思います。

それで、ちょっと申し訳ないんですけども、私も、やっぱりある程度審議するからには知りたいんで、まず1点、言葉の定義というか、指定地域密着型サービスとは、具体的にはどういうことがあるんですか。

で、その後に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者とか共用型指定認知症対応型通所介護、指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者とか、言葉がいろいろ出てきますけれども、まず、ここで対象になってます指定地域密着型のサービスっていうのが、具体的にどういうものをここに言われてるかっていうのをまず教えていただけませんかでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、指定地域密着型サービスというところなんですけども、大規模な介護事業所等については、県の指定になります。しかしながら、その利用者を美祢市民に限定されるサービス、これは俗に地域密着型サービスというふうに規定をされております。

地域密着型のサービス内容としましては、挙げられるのが、認知症対応型共同生活介護、これはいわゆるグループホームのことを指します。また、地域密着型介護老人福祉施設、これは俗にいう特養なんですけれども、その施設の規模が小規模な

もので、かつ利用者は美祢市民に限るもの、また条例改正文の中にも若干出ておりますけども、小規模多機能型居宅介護というものは、現在、美祢市内には2か所運営されておりますけども、豊田前の「みんなの家あそう」と、大嶺町の「ゆいしん」のほうだったと思います。

これは、3つのサービスを複合的に提供するサービス、要は、泊まり、宿泊が可能なこと。また、通い、いわゆるデイサービス。そして、訪問介護、いわゆるヘルパー事業です。こういったサービスを複合的に行う事業などがございます。

今回、この地域密着型サービスの指定につきましては、市のほうがその指定の権限を持っておりますので、それに基づき必要な改正——条例で定めておる部分、これを国の制度にのっとり、今回改正するものでございます。

サービス、非常に介護保険制度上、サービスが非常に多くございまして、今この場で、一言で御説明できないのは申し訳ないんですけども、大体の説明としては以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

ここで、もうこれ以上は聞きません。後で、すみませんけれども、その地域密着型のサービスっていうのはどういうものがある。実際にどこがやってるとかという一覧があれば、ちょっと教えてください。ちょっと勉強させていただきたいと思えます。

それで、もう1点、お尋ねです。

今回の改正っていうのは、いわゆる省令——多分、厚労省の省令の改定に伴ってということだろうと思うんですけども。最初に、なぜこの改定をやったか——やるかという話は、最初に説明していただいたと思うんですけど、もう1回、今回の改定っていうのは、どういう理由で改定をするんだと。

先ほど、4つの条例というお話も出たんですけど、ここにあるのは、この地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正とあるんですけど、それ以外に、まだほかの条例も何か改定するというような話だったと思うんです。そこを、もう1回ちょっと。

なぜ、今回の改定か。4つのどういうふうな条例をこれに絡んでやるんかっていうところだけ、もう1回ちょっと説明をお願いしますでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員お見込みのとおり、厚生労働省のほうから示される指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令がこのたび公布されております。

その内容としては、居宅サービスにおける人員配置基準の緩和だったり、先ほどの説明の中でも触れておりますけれども、災害時の地域との連携、または高齢者——その事業における高齢者虐待の防止の義務化というところが含まれた省令になっております。これに基づきまして、美祢市において所管する事項、該当する条例が4つあります。

まず、1ページ目、冒頭にありますように、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正というところで、第1条としております。

そして、3ページ目中ほど下になりますけれども、ここにまた見出しとして、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正として、第2条として、2つ目の条例の改正に触れてます。

そして、4ページ目の最下段になりますけれども、3本目の条例につきましては、この見出しにあるとおりとして、第3条として、改正に触れてます。

最後の4つ目の条例につきましては、5ページになりますけれども、美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正として、第4条としての改正文を加えることによって、今申し上げました、厚生労働省から発せられた省令の公布に伴って、美祢市が所管する4つの条例の改正を行ったところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。よく分かりました。

1点だけ。そうすると、今回のこの一部——美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の中

に、1条、2条、3条、4条、別の条例の改正っていうのを入れますよという、そういう構造になるんですね。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員のただいまの御質問ですけど、議案の提案している美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、それから先ほど申しました2条、3条、4条の条例、その4本をまとめたものが、この表題にあります条例等の「等」を意味しております。この「等」の中に4本あるということの一部改正の議案提出であります。

こういう複数の条例を取りまとめて、同様の趣旨の改正内容でありますので、一本として議案で提案させていただいているという状況です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません。ということは、後ろの対比を見れば分かるんだろうと思うんですが、何せ長いし多いんで、そこまでですけど。

要は、今の波佐間副市長の話だと、1条、2条、3条、4条それぞれの条例について、改正すべきところはそれぞれ別個に、それぞれの条例で改正してますということですね。ただ、法案としては似たようなもんだから、もう1個で出すと。分かりました。

○委員長（杉山武志君） そのほかよろしいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これ、本当に大変な条例改正で、本当に大変じゃろうと思います。

これは、結局あれでしょう。国が示した模範条例を写したという、こういう解釈で、大体私はいいんかなというふうに思っておりますけど。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、国が示す基準に準じて市のほうも指定の基準を定めておりますので、委員お見込みのとおりの内容となっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第32号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、1時まで休憩を取りたいと思います。

午後0時03分休憩

-----  
午後0時59分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第11号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第11号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の13ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億584万8,000円と定めるものでございます。また、先ほど御説明いたしました条例改正の内容を考慮し、令和3年度の当初予算を編成しております。

それでは、まず、歳出の主なものから御説明いたします。

予算書406、407ページを御覧ください。

最初に、1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費ですが、国民健康保険事業運営上の経常経費であります人件費及び事務費として6,914万1,000円を計上し、前年度と比べて282万7,000円の減となっております。

これは、オンライン資格確認に伴う電算システム改修委託料の皆減による委託料の減少が主な要因となっております。

続きまして、408、409ページを御覧ください。

このページ下段からの2款保険給付費ですが、これは、被保険者が疾病及び負傷



により診療等を受けた場合に、その療養に要する費用を負担するものです。

まず、410、411ページ中段までの1項療養諸費につきましては、今年度の療養給付費見込み及び過去3年間の療養給付費の伸び率等に基づき算定した結果、合計20億4,426万8,000円を計上し、前年度と比べて2,303万2,000円の増となっております。

これは、被保険者は減少しているものの、高齢者の割合が高い水準で推移していることから、医療費の——が増加することが主な要因となっております。

なお、特定財源につきましては、全て保険給付費等交付金の療養諸費分として県から交付されます。

続きまして、その下から412、413ページ上段までの2項高額療養費につきましては、1か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた部分を支給する制度ですが、療養給付費の算定と同様に算定した結果、合計3億2,172万2,000円を計上し、前年度と比べて1,143万1,000円の増となっております。

これも療養給付費と同様に、医療費の増加が主な要因となっております。

なお、特定財源につきましては、療養諸費と同様に、全て保険給付費等交付金の高額療養費分として県から交付されます。

続きまして、同ページ下段から414、415ページ上段までの5項葬祭諸費として300万円を計上し、前年度と比べて60万円の増となっております。

これは、支給額を4万円から5万円に増額したことによるものです。

次に、その下を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、これは、制度改正によって平成30年度から新たに予算化された県への納付金として、県の算定により各市町に提示された金額となっております。

1項医療費納付金分として5億805万7,000円、前年度と比べて2,903万1,000円の減、2項後期高齢者支援金等分として1億4,624万1,000円、前年度と比べて680万2,000円の減、3項介護納付金分として2,978万9,000円、前年度と比べて1,156万6,000円の減、総額6億8,408万7,000円を計上し、前年度と比べて4,739万9,000円の減となっております。

続きまして、416、417ページを——すみません、戻ります。

これは、令和元年度山口県国保特別会計において発生することが見込まれる決算余剰金の使途として、令和3年度事業費納付金の縮減財源とする方針が示されたこ

とによる事業費納付金の減少が主な要因となっております。

続きまして、416、417ページを御覧ください。

4款保健事業費ですが、1項保健事業費として571万6,000円、前年度と比べて94万3,000円の増、2項・1目ともに特定健康診査等事業費として3,047万1,000円、前年度と比べて76万8,000円の増、総額で3,618万7,000円を計上し、前年度と比べて171万1,000円の増となっております。

これは、保健事業費においては、疾病予防としての歯科検診の個人負担分の助成の拡充、特定健康診査等事業においては、超音波骨密度計などの新たな健診機器のほかに、新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費の増加が主な要因となっております。

続きまして、418、419ページ中段になります。

6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金として、令和2年度保険給付費等交付金の精算による返還金1,101万8,000円を計上し、前年度と比べて36万3,000円の減となっております。

これは、精算に伴う返還金が減少したことによるものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

396、397ページにお戻りください。

1款・1項ともに国民健康保険税ですが、令和3年度においては、保険税率等の改定を行い、令和2年10月時点の賦課状況を参考に一般被保険者数を見込み、また、収納率につきましては、現年度分、特別徴収では100%、普通徴収では一般被保険者分95%を見込み、滞納繰越分では18%を見込み算定しております。

1目一般被保険者国民健康保険税4億5,966万8,000円、前年度と比べて5,157万7,000円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税22万5,000円、前年度と比べて12万2,000円の減、合計4億5,989万3,000円を計上し、前年度と比べて5,169万9,000円の減となっております。

これは、先ほどの条例改正による保険税率等の見直しが主な要因となっております。

続きまして、398、399ページ、2段目になります。

3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金ですが、これは、保険給

付に要する費用等に対し、県から市町に支払われるもので、普通交付金と特別交付金で構成されております。合計24億2,807万円を計上し、前年度と比べて5,008万7,000円の増となっております。

これは、交付金の大部分を占める普通交付金として保険給付費に充当することから、保険給付費の増加が主な要因となっております。

続きまして、下段から400、401ページまでの5款繰入金ですが、1項・1目ともに一般会計繰入金として2億9,914万4,000円を計上し、前年度と比べて784万1,000円の減となっております。

これは、保険税率等の改定による保険税の減少に伴う保険税軽減額の減少が主な要因となっております。

続きまして、その下の2項基金繰入金・1目国民健康保険基金繰入金として700万円を計上し、前年度と比べて100万円の増となっております。

これは、保険税等の不足分を補うための繰入れですが、このたびの保険税率等の改正による保険税収入の減少に伴う歳入不足分の増加が主な要因となっております。

続きまして、402、403ページの7款諸収入・2項・5目ともに雑入として1,106万4,000円を計上し、前年度と比べて36万3,000円の減となっております。

これは、歳出で御説明いたしました令和2年度保険給付費等交付金の精算に基づく保険給付費等交付金償還金の減少によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） すいません。何か聞き漏らしたようで、またお尋ねしたいんですけど。

国保の393ページなんですけど——5,157万7,000円の減について、どの部分が減ったと言われましたでしょうか。

それと、30号の保険料の見直しのとこなんですから——ですが、30号が影響してる——県の補助金の金額に影響してると思うんですけど、ちょっとそれもちょうと、あちこち見てたんで、ちょっと分からなくなっただんですけど、どのあたりにあるのか。

それと、398ページの一般会計の繰入れについて7,804——784万1,000円の減の内

訳は、前年度の予算の確認をちょっと見たんですが、これとの関連はどうなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 1点目は393ページのほうになるんですかね。（発言する者あり）よろしいですか。1点目が396ページですよ。2点目は何ページですか。

○委員（三好睦子君） 30号で見直しが行われたということなんですけれど、保険料の見直しで県の補助金の金額が影響して——どのように影響してるのかっていうことです。

○委員長（杉山武志君） それと、3点目は今度……。

○委員（三好睦子君） 3点目は398なんですけど。

○委員長（杉山武志君） 398ですね。

○委員（三好睦子君） これで一番下なんですけど、繰入金なんですけど、これが七千——784万の減なんですけど……

○委員長（杉山武志君） 減の理由ですか。

○委員（三好睦子君） はい。この次のページを見ればあるんですけど、401ページの上にあるんですけど、これたしか説明しちゃったと思うんですけど、追っていくのにちょっと追えなかったんですけど、どの部分が減額になってるのかお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 執行部は場所が分かりますかね。

今、質問事項の場所等確認される間、ちょっと休憩したいと思います。暫時休憩といたします。

午後1時20分休憩

-----  
午後1時29分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

執行部、答弁よろしいでしょうか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 三好委員からのまず1点目の質問でございますが、このたび保険税率等の改正により、保険税の収入が5,100万程度減少することとなりましたが、それ以外に何か原因があるのかどうかという御質問だったと思います。

主には——説明でも申しました、主には保険税率の改正が主な原因ですが、そのほか被保険者数も前年度と比べて237名——ちょっとお待ちください。被保険者数

が——の減少も若干見込まれております。

それと、2点目の御質問は、保険税の減——減少することが県からの交付金等に何か影響があるのかという御質問だったと思いますが、それは、県のほうが条例改正のときにも申しましたが、市が県に納める納付金を計算した上で標準保険料率を示しておりますことから、県のほうは美祢市の保険税率は、これぐらいは妥当ではなかろうかということで、それを基に美祢市は保険税率の改定を行っておりますので、影響はないものと考えております。

それから3点目、一般会計繰入金の減についての説明ですが、これの減の主な要因は、税率改正に伴いまして——保険税率等の改善に伴いまして、保険税の軽減分もそれに伴い減少しますことから、軽減分を補填する県から——一般会計からの繰入金が減少したことが主な要因となっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 396ページなんですけど、それは30号でのってということなんですけれど、コロナの影響とかウンカ——特にウンカ、国保の場合は自営業がありまして、農家の方のウンカで収入が減ってるんですが、こういうことは考慮されていないということなんでしょうか。先ほどの答弁から見れば、そういうことはないということですね。

○委員長（杉山武志君） 山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。

主な原因は先ほど申しましたが、そのほか、今、三好委員が言われたトビイロウンカ、それからコロナ——新型コロナの影響による所得額の減少も影響しているものと——少しは影響しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 当初予算書の歳入歳出のところの考え方っていうか、ちょっと確認させてください。

ここでいうところの歳入のほうで国民健康保険税ってありますね。これは、当然所定の税率っていうか、それで対象者が払う税金ですね。

今度、歳出のほうに国民健康保険事業費納付金ってありますね。これはもう、こ

の国民健康っていうのは、市でやってるというよりも、このいわゆる国民健康保険事業ということ、広域だったですか、何かでやってたと思うんですけど。そうすると、一旦税金を——税金というか、保険税は市で徴収するけれども、基本的にそれは全部、そういう協会っていうか、そちらのほうに納付すると。それを今度割り当てて、県のほうから来ると。こんなようなお金の流れではないかなと思うんですけども、その場合に国民健康保険税の税金っていうのは、税率と人数で計算してこの数字になると思いますけれども、納付金のほうっていうのは、集めたやつをとりあえずお返しするというので、基本、保険税イコール納付金ということではないんですね。1億3,000万ぐらいやっぱり集めた保険税にプラスして納付してますよね。ここは、どういう考えっていうか、どういうことで、この納付金のほうが保険税の徴収したものよりも多いんですかね。となってくると、それをどっかで補填せんといかんですよ。それが繰入金か何かで補填してるんかなとも思うんですけども、ちょっとその辺のお金の回り方っていうか……。

給付金というのは、これも、年間これぐらい給付せんといかんやろうと。それは、基本的には県のほうからもプラスアルファで返ってきてるということですけども。お金を徴収して、また実際に払うという、そこがどういう仕組みになってるんかっていうことについて、これは制度的な問題かもしれませんが、分かれば教えてください。分からなければ、また後、時間がありませんので、別途時間をいただいてちょっと教えていただければと思います。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 執行部はまた改めて説明されますか。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 国保制度の流れは、今、藤井委員がおっしゃったとおりのお金の流れですけど、税等——税で入ってくる部分と、県に納める部分の差額はどうかっていうところですが、今、少し整理等ができておりませんので、後ほどまた御説明させていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） では、後ほどということで。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 後でまた同じ質問するのもあれなんで、あと、今の考え方っていうのは国民健康保険もそうですし、介護のところもやっぱり集めたやつを何か事業費か何かで出してるんかな。後期だけがそういうのがないんですよ。だから、その辺また改めて、ちょっとこれは、こういう制度そのものについての理解を個人的に深めればええ問題ですんで、別途時間をいただいて、その辺のことを教えてい

ただきたいと思いますので、すみませんけど、その節はよろしくお願いします。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議案の30号で経済——軽減策がありました。負担が少しばかり、僅か0.04%なんですけど、少し安くなっておりませんが、ありがたいと思いますが、値下げ率があまりにも少ないので、負担がまだまだ重いと思います。以前の保険——負担が重いと思います。30号の条例改正でコロナやウンカの被害など収入が減っていることが、今回のまだ影響されてないということですが、それも加味して、考慮してやっていただきたい——予算を立てるべきではなかったかと思います。

軽減となった加入者の負担の軽減は十分だとは——軽減策もありますが、十分と思えません。国保の加入者の軽減のための——はもちろんです。子どもの均等割、この廃止に向けても予算するべきだと思います。7億5,000万の基金の活用すべきだと思います。子どもの均等割の廃止については、子育て世代、若い人たちが美祢市に来ていただくためにも、この策は大事だと思います。

そうしたことが盛り込まれていないので、この議案に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 三好委員の反対に対して意見を述べさせていただきます。

いろいろ今要望、そういうことはいいんですか。いかんのですか。

○委員長（杉山武志君） これを希望するから反対しますと。これが足りてないから反対しますっていう反対意見の理由ですね。

○委員（藤井敏通君） 要は、委員の考え方っていうか——に対して意見を言うということではできないんですね。（発言する者あり）分かりました。それは個人的に本人に言わせていただきます。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第11号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和3年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 議案第13号令和3年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

この議案第13号につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳出から御説明いたします。

ただいま通知しました456、457ページを御覧ください。

1 款住宅資金貸付費でございます。

これは、償還事務に係る経費であり、合計で8万6,000円計上しております。特定財源として償還推進助成事業県補助金6万4,000円、諸収入——これは償還金でございますが2万2,000円を見込んでおります。

次に、2 款公債費。

公債費中の元金、利子はそれぞれ簡易生命保険資金償還金であります。元金、利子合わせて53万5,000円を計上しております。特定財源といたしまして、諸収入、償還金53万5,000円を見込んでおります。

次に、3 款予備費といたしまして36万3,000円を計上しております。

歳出の合計が98万4,000円になります。

次に、歳入でございます。454、455ページにお戻りください。

まず、1 款県支出金・1 項県補助金であります。

これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額8万6,000円の4分の3に当たります6万4,000円を見込んでおります。

次に、2 款諸収入・1 項貸付金元利収入であります。

貸付金の収入におきましては92万円を見込んでおります。資金貸付けに伴う償還金であります。



なお、償還対象者は7人となっておりますが、徴収につきましては、各債務者の過度の負担にならないよう配慮しつつ償還を促しているところであり、計画的に今後も引き続き償還徴収の努力をしてみたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 本件につきましては、昨年6月だったかな——何かのときにも、何でもかきやろうという話をしたと思います。そのときに、何か——あれだったですね、補助金か何かはいつだったか、何年かするともうなくなるんで、その時点でこの特別会計っていうか、この住宅資金貸付事業の特別会計はもうやめると、こういう話だったと思ってるんですけど。確認のために、いつ、どういう条件でもうこれを廃止ということだったのですかね。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

住宅資金貸付事業特別会計でございますが、簡易生命保険から資金を調達して起こしておる事業でありまして、市は毎年決められた金額を簡易生命保険のほうに返済をしております。5月の臨時議会で、この特別会計につきましては御説明させていただきましたけれども、この令和3年度——来年度末をもって、簡易生命保険への償還が終了する予定となっております。ですから、令和3年度中——3年度まではこの特別会計を保持して償還に努め、償還が終わりましたら特別会計を閉鎖し一般会計に移行して、残っておる滞納分を粛々と徴収をしていくということで予定しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第14号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の31ページになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,962万2,000円と定めるものでございます。

まず、予算編成に当たっての概要につきまして、令和3年度におきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画の初年度に当たる年となります。

第8期計画を策定するに当たり、国からは、地域共生社会の実現、介護予防、健康づくり施策の充実・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、7つの基本方針が示され、団塊の世代が75歳以上になる令和7年、2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年、令和22年になりますけれども、これを見据えた対応が求められております。

第8期介護保険事業計画につきましては、地域包括ケアシステムの深化・推進を核として、高齢者が潤いと活力に満ち、安心して暮らせるよう取り組んでまいりましたが、ききました現行計画の継続性の担保を念頭に置きつつ、第8期計画の策定に当たり、国から示された基本方針を勘案し策定したところでございます。

令和3年度予算につきましては、第8期計画において見込んでおりますサービス事業量に基づき編成を行っております。

それでは、歳出の主な内容について御説明させていただきます。

予算書の474、475ページになります。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費におきまして318万円増の5,988万8,000円としておりますけれども、これは、主に令和3年度の制度改正に伴う電算システム変更経費に――経費の計上によるものでございます。

また、478、479ページを御覧いただければと思います。

4項推進委員会費におきましては、高齢者保健福祉推進会議の開催回数、また、計画策定業務や計画書の印刷費の減によりまして243万7,000円減の22万7,000円としております。

次に、2款保険給付費につきましては、478ページから497ページにかけて掲載しておりますけれども、第8期介護保険事業計画における施設居住系サービス及び居宅サービスの事業量の見込みを基に算定した給付費の見込みにより、各項目の予算を計上しております。

要介護認定者を対象とした給付費である1項介護サービス等諸費につきましては、484ページの中段になりますけれども、対前年比1,939万円増の28億6,446万3,000円を計上しております。

また、要支援認定者を対象とした給付費である2項介護予防サービス等諸費につきましては、490ページまで移動していただきたいと思いますが、対前年比6,385万—638万5,000円減の7,286万9,000円を計上しております。

その他の給付費と合わせますと、保険給付費全体といたしまして、対前年比934万円減の31億5,097万2,000円を計上しております。

次に、496ページ、497ページに移動していただければと思います。

この下の欄から、3款地域支援事業費になります。

地域支援事業費におきましても、保険給付費と同様に計画における事業量の見込みを基に予算を計上しております。

次のページで、1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、総合事業に係る事業経費となりますが、サービス事業費、ケアマネジメント事業費と合わせて554万3,000円減の7,436万2,000円を計上しております。

次に、2項の一般介護予防事業費でございます。

これは、対前年度比513万9,000円増の615万9,000円としております。

これにつきましては、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でも御説明したところでございますが、地域包括支援センターに所属する職員の業務担当に基づく予算科目を再編したことにより、国県負担金等の特定財源を最大限活用することを目的にしたことが影響しております。

次に、504ページまで。

ここでは、6目認知症総合支援事業費についてですけれども、対前年度比983万7,000円増の1,289万9,000円を計上しております。

これも同様に、職員人件費の科目の見直しに加えまして、市全域で認知症総合支援事業を拡充していくために、これまではパート勤務体系であったものを——あった認知症地域支援推進員をフルタイム勤務に切り替えたことによる増額が影響しております。

続いて、歳入でございますけれども、歳出で御説明いたしました保険給付費や事業費に対する国県支払基金、そして、先ほど承認いただきました介護保険条例改正に基づく内容を反映させた保険料等のそれぞれの負担割合に基づき計上しておりますところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

保険料のところ、第1号被保険者の保険料が6億3,300万円ということで、全体としては18%ぐらいですね。これはあれですか、何人の計上されておられるかお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 秋枝委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、令和3年度予算における被保険者数の見込みでございますけれども、当初予算の段階では9,921人を見込んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

2号被保険者から入ってくる分が、私もちょっと不勉強で申し訳ないですけど、4番目の支払基金交付金ということでよろしゅうございますか。（発言する者あり）分かりました。ありがとうございます。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの14号ですか——いやいや違います。議案32号でありましたが、これらをしっかりと実行するにはお金も要るでしょうが、人も要る、

設備をする、運営に当たって財源が要ると思うんですが、その財源の歳入のところを見ますと、別に保険料を上げろとは言っておりませんが——上げてはいけません。国庫支出金が下がってるんですけど、これ実行するのにどのようにした——されていくのかなあと思うんですが。予算の中にどのように組み入れてあるのでしょうか。というか、そうです。県からの応援は減ってるし、交付金、国庫支出金が減ってますね。繰入金でやっていくということですかね。どのようなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、介護保険事業特別会計の構成の基本といたしましては、基本的に保険給付費全体に対して国が25%、県と市が12.5%、そして65歳以上——65歳以上の第1号被保険者の方の保険料による負担が23%、そして、第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険——第2号被保険者の負担する割合が27%、これで100%賄っていく財政となっております。

ですから、一応、ここでは対前年度の当初予算比として見積り——比較を行っております。ですから、保険給付費の見込みも当然変わってくれば、国県補助金または一般会計からの繰入金も変わってこようと思います。

概略の説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） このあれで32号が——の32号、いろいろと介護に対して——いろいろありましたが、これを実行するのにどうなのかなと。設備とか人員増員ということもあるのかなと思うんですが、設備についてとかは今の中に——説明の中にありませんでしたよね。

○委員長（杉山武志君） 今、先ほどの質問は国庫支出金が減ってるが、その内訳はどうなってるのかっていう質問だったんで、100パーセントを国県市、個人が100%述べられたですね。

○委員（三好睦子君） 実行していくその——いく詳細っていうか、どのように運営されるのかっていうのは——についてお尋ねしたいんですけど。

これ実行するには、当然介護職の方もたくさん要ると思うんですけど、実行については運営だから、予算でないから運営方法だから聞くことはいけないことなん

でしょうかね。

○委員長（杉山武志君） これ答えられますか。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問は、午前中最後の議案第32号のこととの関連だと思います。

議案第32号につきましては、地域密着型、美祢市が指定権限を持っておる介護事業所への人員配置だったり、そういった基準を定める条例の一部改正を御提案させていただいております。

その内容は、午前中も申し上げましたが、人員配置基準の緩和だとか、そういったところを盛り込んだ内容となっております。

したがいまして、令和3年度予算、介護保険事業特別会計予算とは直接は影響するものではございません。基本的に、介護事業所の方が介護サービスを提供され、その利用者の——利用者本人からの本人負担分を徴収され、またその後に、保険者が負担、給付すべき給付額を——給付分を事業者が受け取られる。その収益の中で事業を回していただくというような流れになると思いますので、大体のそういう流れになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 私いつも思うんですけど、介護保険料払って、いざ介護を受けようと思うときに、認定のあれも変動もあったりして、なかなか介護を受けられない、行きたいところも行けない、介護を受けられないということも聞くんですが、そういう点は改善され——この予算の中に改善されたところはあるんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応、介護サービスの利用を希望される方、基本的には、まず要介護認定申請を行っていく——行っていただく必要があります。

しかしながら、要支援1だったり2だったりするケースもありますし、元気な方でしたら、もう当然非該当となります。要支援1、2の方に対するサービス給付、その辺もしっかり盛り込んでおりますし、地域支援事業費の中でも、チェックリスト該当者へのサービス提供に係る給付分の予算は確実に確保しておるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成の立場で意見を言います。3回——もう1回質問したかったんですけど、できないということなんで。

地域支援でしっかりと支援が盛り込んであると、そのための予算も確実にあるというので、それを信用して、ちょっと全部は読み切れないんですけど、しっかりと介護の事業が進んでいくのだらうと思ひまして賛成いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第14号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題いたします。執行部より説明を求めます。山本市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（山本幸宏君） 議案第15号令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の37ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,217万8,000円と定めるものでございます。

また、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、令和3年度の予算を編成しております。

それでは、まず、歳出について主なものを御説明いたします。

予算書の526、527ページを御覧ください。

1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般管理費として593万9,000円を計上し、前年度と比べて31万1,000円の減となっております。

これは、自治体クラウドサービス利用料の減少による電算機器借上料の減少が主な要因となっております。

続きまして、下段の2 款・1 項・1 目ともに後期高齢者医療広域連合納付金ですが、後期高齢者医療保険料3 億4,727万9,000円をはじめ、合計4 億8,277万9,000円を計上し、前年度と比べて783万7,000円の減となっております。

これは、広域連合からの通知に基づくものですが、保険料軽減対象者数の伸び率の上昇に伴う軽減対象者数及び軽減額の増加による後期高齢者医療保険料の減少が主な要因となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

3 款諸支出金・1 項償還金及び還付加算金・1 目保険料還付金として205万円を計上し、前年度同額となっております。

これは、保険料還付実績によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

522、523ページにお戻りください。

1 款・1 項ともに後期高齢者医療保険料ですが、1 目特別徴収保険料として2 億4,869万円、2 目普通徴収保険料として、現年度分、滞納繰越分を合わせて9,858万9,000円、合計3 億4,727万9,000円を計上し、前年度と比べて1,107万8,000円の減となっております。

これは、広域連合からの通知に基づくものですが、保険料軽減対象者数の伸び率の上昇に伴う軽減対象者数及び軽減額の増加が主な要因となっております。

続きまして、3 款繰入金・1 項一般会計繰入金ですが、1 目事業費繰入金として1,806万円、2 目保険基盤安定繰入金として1 億2,458万3,000円、合計1 億4,264万3,000円を計上し、前年度と比べて293万8,000円の増となっております。

これは、主に2 目保険基盤安定繰入金の増加によるものですが、保険基盤安定繰入金は歳出の保険基盤安定負担金に対応するもので、その増加が主な要因となっております。

また、1 目事務費繰入金は、歳出の広域連合事務費負担金、一般管理費及び徴収費等に対応するものでございます。



以上で説明を終わります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

高齢者で収入もない、こういった中で、この後期高齢者、年齢75歳以上に分けて区別してやる制度にはもちろん反対ですが、その予算についても反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、議案第15号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案14件につきましての審査を終了いたしました。

ここで、執行部の入替えがございますので、一旦休憩——暫時休憩を図りたいと思います。

午後2時15分休憩

-----

午後2時23分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ここで、先ほど藤井委員の質問がございましたが、執行部より、その答弁の申出がありましたので、これを許可いたします。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 先ほど、藤井委員のほうから国民健康保険事業の納付金の件について御質問がありまして、その件について答弁させていただきます。

この事業費納付金の金額と国保税との収入の数値に差があるけど、この納付金のいわゆる財源は、どういうふうなシステムになってるかということでございますので、お答えさせていただきたいと思っておりますけど。

この事業費納付金の財源に当たる部分は、いわゆる被保険者の方が納められた国保税、それに加えて、県からの支出であります特別交付金の一部、それから一般会計からの繰入金のうち、職員の人件費と出産祝金等をのけたその他の繰入金を合わせたものが、この事業費納付金ということになっております。

一般会計の繰入金、あるいは県の支出金におきましても、独自の——県は県の一般会計の予算のほうから——一般会計といいますか、この連合体の予算とは別の予算から出ていると思えますし、一般会計の繰入金の財源も、いわゆる国からの地方交付税を財源としたもの等が充てられておりますので、最初申しましたように、国保税、それから特別交付金、一般会計の繰入金等を抱き合わせたもので、この事業費納付金を納付しているという状況であります。

それから、もう1点。三好委員のほうから、トビイロウンカとか、コロナウイルスの関係での税の影響はどうかっていうことで質問がありましたけれど、国保税の算定の基礎となる所得割において、市の税務サイドからの情報提供資料を考えまして、今年度は、対前年95.27%でマイナス4.73%の見込みで試算をしているところであります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですね。

その他の事項におきまして執行部の方が来られておりますので、よろしく願いいたします。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、天井山風力発電事業（仮称）の環境影響評価手続について御説明をしたいと思います。

現在、民間の事業者、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が計画している、長門市との境にある天井山などの稜線沿いに風力発電機を最大17基設置する天井山風力発電事業（仮称）につきまして、環境影響評価方法書の手続が行われておりますので、一連の環境影響評価手続について御説明をいたします。

まず、第1段階である計画段階環境配慮書手続は、昨年11月18日に経済産業大臣が事業者意見に意見を通知した時点で終了をしております。現在は、現在——ただいま

通知しましたフロー図の第2段階にあります環境影響評価方法書の手続が行われております。

第1段階である配慮書手続では、都道府県知事は、関係市町村長とともに環境保全の見地から、そして経済産業大臣は、環境大臣の環境保全に関する意見を勘案した上で、それぞれ意見を事業者へ通知しております。

それに先立ち、事業者は住民からの意見の募集も行っております。それらの意見につきましては、今回の方法書に事業者の見解とともに記載がされ、今後の環境影響評価に反映される流れとなっております。

今回の方法書手続でございますが、当初事業者は、縦覧は1月26日から2月25日まで、住民の意見募集は3月11日まで、説明会は2月中旬に開催の予定でありました。しかしながら、事業者から、東京都などの新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響から説明会を中止する旨の連絡があったため、本市といたしましては、長門市とともに、縦覧・意見募集の期間を延長し、住民説明会は改めて開催するよう強く要請をしたところであります。それにより、縦覧・意見募集期間はそれぞれ1か月間延長され、住民説明会については、来週3月18日から21日まで開催されることとなりました。

今後は、4月8日が住民意見の提出期限となりますので、事業者が提出された意見の取りまとめを行い、それを関係市、県、経済産業大臣に送付することとなります。その上で、市長は県知事に対し、環境保全の見地からの意見を提出することとなります。その後、県知事は、経済産業大臣に環境保全の見地からの意見を提出し、経済産業省において、方法書の審査が行われます。

ここまでの方法書の手続となり、次に準備書の手続が行われる流れとなっております。

環境影響評価制度は、事業者が目標を設定し、その目標を満たすかどうかの観点から行われる目標クリア型で行われるのではなく、複数案の比較検討や実行可能なよりよい対策を取っているかどうかを検討し、環境影響をできるだけ——できる限り回避、低減できるかといった観点から実施されるベスト追求型で行われるものであります。したがって、フロー図のような配慮書、方法書、準備書、評価書という段階を追って、手続が行われる流れとなっております。

発電所の場合は、最終的な評価書の確認、工事計画の認可は経済産業大臣が行う

のであって、市長の権限でできることは、県知事を通じて環境保全の見地からの意見を述べることであります。

では、今回の方法書手続について、事業者から提出された資料をお示しします。

先ほど、住民説明会は、来週18日から21日まで開催されることを御説明いたしましたが、今通知したものは、3月8日に事業者が配布した新聞折り込みチラシでございます。

その次、2ページ目からが事業者が作成した方法書の概要で、後ほど御覧いただければと思います。

なお、最終ページに縦覧期間の掲載がありますが、当初の延長前の期間であり、実際は3月25日木曜日まで行われております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 続いて、よろしいですかね。では、続いてお願いいたします。佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） それでは、委員長のお許しをいただきましたので、伊佐町伊佐地内の陥没について報告させていただきます。

まず、これまでの経緯についてでございますが、令和2年1月から現在までの間において、伊佐町伊佐地内で陥没が集中し発生していることから、NHKからの取材を受け、3回のテレビ放映をされたところであります。

本市といたしましても、伊佐町伊佐地内の陥没箇所が一部の地区において集中して発生していることから、住民の方々の不安を取り除き、住民生活の安心・安全の確保につなげることを目的に緊急調査をする必要があることから、地質調査の専門コンサルに——専門コンサルタントに委託し、美祢市道及び農地などについて調査を開始したところでございます。

それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

2の陥没発生状況についてでございます。

令和2年1月以降、宅地で1か所、市道で1か所、農地で4か所、合計6か所において陥没が発生しているところでございます。

なお、②と⑦につきましては、そこにも記載しておりますが、同一箇所のため、1か所としてカウントさせていただいております。また、各陥没箇所の規模については、長さ、幅、深さについては記載しているとおりでございます。

次に、3の陥没発生位置についてでございます。右ページの位置図を御覧ください。

この位置図から、伊佐町伊佐地内の陥没箇所が一部において集中し発生している状況でございます。

再び、左ページのほうにお戻りください。

次に、4の調査方法及び今後の対応についてでございます。

この調査では、電磁波レーダー探査機という特殊な装置を用いて、地中に電磁波を送信し、地中内部からの反射波を受信して地下の構造を把握するもので、地中の空洞などを確認することができます。

また、ここでは記載しておりませんが、併せて陥没付近のボーリング調査2か所を行い、地下の土質状況などを確認して調査を行います。

次に、今後の対応についてですが、現在実施しております陥没に伴う調査及び分析結果を踏まえ、その対応策についてしっかり検討していきたいと考えております。

次に、5の陥没原因及び対応状況についてでございますが、この陥没原因及び対応状況を記載しております。

①から⑤につきましては、既に復旧済みとなっております。⑥から⑦につきましては、まだ着工されておりましたが、①、②、④と同様に、埋め戻しなどにより復旧を行うよう考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（杉山武志君） ただいま、2件について執行部より説明がありました。このことにつきまして、委員より質問はございませんでしょうか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） 風力発電についてなんですが、今、先ほどの説明にもあったように、環境影響評価準備書——すみません。環境影響評価方法書の縦覧期間ですが、実はもう既に事前の調査が始まってまして、これは特段、法に照らし合わせてどうこうということはないらしいんですが、どういうふうにして、これから調査をしますよっていう、方法書の縦覧期間中に実際に私が会ったのは鳥の調査をされてる方だったんですけど、いらっしゃって、もう鳥の調査をずっとされてるんですね。で、事前調査もう入りますよっていう話が、特に地元に対してあらかじめあったのかどうか。少なくとも、私はそういう話を全く聞いてなくて、ある日突然、家の周りで鳥の調査をしている人がいて、しかもちょうど、ちょっと時期的にコロ

ナの第3波が始まった頃に、車のナンバーを見たら福岡県ナンバーでいらっしやっ  
て、これはちょっと大丈夫なのかなっていうのがすごく気になりました。

業者のほうから、実際に美祢市のほうに、じゃあもうこれから事前調査をどん  
どん進めますっていう旨、連絡があらかじめあったのかどうかっていうのを  
お伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの田原副委員長の御質問にお答えします。

市のほうに、事前に調査をする旨の連絡があったかということでございますが、  
個別の調査について、調査を行いますというような連絡は特段はございません。

○委員長（杉山武志君） 田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君） やはり、これから事業者の方、事業を進めていく上で、  
やはり地域住民の方の御理解を得ながら、事業というものが進んでいくものだと思  
いますんで。言ったら、全く見知らぬ方々がいきなり自分の土地に入って来て、い  
ろんなことをもう始められるっていうのは、やっぱりちょっと、その住民感情に差  
し障るところがあると思ってるんですね。

これは、事業者の方に対するお願いであるんですけど、そういった調査するとき  
でも、例えば区長さんとか、事前にお知らせがいくような形で調査も入っていただ  
くといいかなと思っております。

○委員長（杉山武志君） また、それは説明会のときにでも、事業主のほうへ言われ  
ればよからうと思いたいますが。そのほか質問。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） まず、この風力発電です。

今からいろいろ4段階の調査という——調査というか、段階を経て、最終的に経  
済産業省のほうで許可するかしないかというお話だったんですけども。

仮に、これが許可されて実際に設置されたとして、問題は、これを設置すること  
で、市にとっては、例えば固定資産税が入るとか、太陽光発電みたいな感じでとい  
う税込アップっていうか——ということが考えられるのかなと。

そのときに、今回の場合は、この事業の概要という方法書の3ページですか、対  
象地域というのがどこになるかっていうのを見ますと、ちょうど長門と美祢の境に  
なりますよね。

それで、17基、仮に造ったとするじゃないですか。対象範囲はこうなんだけども、

たまたま、このまさに、その境に全部17基あるんだったら、長門市と半分半分というようにことも考えられるかと思うんだけど、仮に、たまたまこの足場の問題か何かで、長門市が例えば17基、全部長門になったというふうなことがあったとしたときに、本当にこの事業において入ってくる、そういう税収というふうなものをどう配分するかとかいうことは、あらかじめ長門市と美祢市で協議しておかないと、建てて騒音は——というか、影響は等しく出るよと。でも、わざわざこれを建てた理由っていうのは、それによる税収増加なんかを見込んでやるはずだから、それが建てたほうしかもらえないよということであったとすれば、非常に不平等が生じますよね。

そういう意味で、この計画やるやらんは別として、なったとして、本当にこういう境でやるんで、果実の配分方法というか、果実っていうのは、要するに、それをやることによって、どれだけお金が入ってくるかということですけども、そこは、長門市と美祢市っていうか、ちゃんとあらかじめ話か何かされておるんですか。そこがどうなってるのかなと思って、ちょっと確認させてください。

○委員長（杉山武志君） 長門市との事前協議が必要ではなかろうか、そういう場合は何度かあったのだろうかという御質問ですが。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

現在、風力発電機の設置について、発電機の基数や出力については、事業者のほうは現在検討中ということでありまして。今後の現地調査の結果や関係機関、あと地権者の方との協議を経て、最終的にどの位置に設置するかということは、今後決定されると思います。

決定して設置された場合について、固定資産税のお尋ねがあったわけですけど、固定資産税については、設置の場所——設置された場所に基づいて固定資産税の——税法ですか、そちらのルールに基づいて課税がされるわけなんですけど、今現在でいうと、はっきりいって、どの位置に設置されるかということもまだ決まっておりませんので、そういったことは、今後、長門市とも調整が協議が必要かなということも考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今までやってないということですけど。そういうことって、

あらかじめもうやっとかないと、先ほどの話、いろいろ調査してやって、やっぱりこっちこっちこっちって。で、今みたいなやり方で、全部、その設置が長門のほうへ行って、そっちだけ一応税収が入るということになったら……。で、被害はほとんど——被害ちゃあおかしいですけど、もし起こるとしたら、両方に同じようになりますよね。

だから、私が言いたいのは、そういうふうなこともあらかじめ考えながら、この計画を調整すべきではないかっていうことなので、もし、そういうこともあるんかなってもし思われるんやったら、ぜひ、すぐにでもやっぱり協議をしていただいて、お互いにあまり——不利益が一方的にならないような、そういうことは、もうあらかじめしとってええんじゃないかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

設置場所をどこにするかということは、最終的には事業者が決定をしますので、市のほうで、ここに設置してくれとかそういうことは一切ございませんので、そういった——例えば市境、ちょうど市境になった場合には、長門市との協議も必要かと思えますけれど、事前に、今の現時点では、場所がどこに設置されるかということは、はっきりと事業者のほう市のほうには示しておりませんので、現段階で長門市と協議するという事は難しいかと思えます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問に古屋課長が答弁したとおりなんですけれど、藤井委員の言わんとされることも趣旨も分かりますので、今後そういうことも念頭に置きながら、長門市とのそういう協議の場があるとすれば、そういうことも念頭に置きながら話し合うという機会もあろうかと思えます。

○委員長（杉山武志君） そのほかございますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これ、天井山って書いてあるんですけど、天井山という山が見えんですよね。どこにあるんでしょうね。

それと、もう1つ、評価書——環境影響評価ということで、太陽光発電所もかなりの規模のものができておりますけど、これは環境影響がないから、影響書、そういう手続がないんでしょうか。



○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えします。

天井山というのは、私の記憶では、たしか秋芳町と長門市との境にあったとお  
ております。

それと、環境アセスメントのお尋ねでございましたけれど、現在では、環境影響  
評価法が改正をされて、発電所の場合は、太陽光発電所であれば、出力4万キロワ  
ット以上は第1種事業となって、今回の風力発電と同じような環境影響評価の手続  
が行われる流れとなっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） といいますと、今、梅香に膨大な発電所ができておる。これ  
4万キロワットじゃないんですよね。これは——それと、4万キロワット以上で6  
万キロワットぐらいになっておるようですけど。だから、これ環境影響評価が始ま  
ったんですよ。

風力も大変ないろんな問題が起きておると思いますけど、それだけじゃなくて、  
こういう発電量に応じてあるんですよ。ちょっとすみません、不勉強で。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

環境影響評価法は何度か改正がされておまして、先ほど言われた、梅香の太陽  
光発電所が設置された時点で、法改正がどのようだったかということはちょっと分  
かりかねますけれど、現在では、太陽光の——太陽電池発電所であれば、出力4万  
キロワット以上、風力発電であれば、出力1万キロワット以上が第1種事業となり  
まして、必ず環境アセスメントを行う事業となっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） それと、この風力発電は、相当な補助金が出るように聞いて  
るんですけど、情報ありますか。あったら教えてください。国から補助金が出るよ  
うですけど。なければ結構ですけど。

○委員長（杉山武志君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの御質問ですけど、補助金というのは、設

置事業者がということでしょうか。どうでしょうか。ちょっとその辺に関しては、ちょっと関知をしておりません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかございますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 伊佐地区における陥没の件で御質問いたします。

私もこれ、新聞でも見たんですけれども、本当にもし我が家がとか、あるいは歩いたときにドボンと、こう沈んだりって、えらい危ないというか、非常に身の危険を感じるっていうか。だから、これを見ますと、3番目の方は自分の敷地の中が陥没したとかいうことなんで、この周辺の方も随分御心配なさってると思うんですね。

それで、まず1点ですけれども、今回ある程度まとめたの陥没ということですが、どの範囲を一応今回対象として、この電磁波レーザーでチェックをされるのかということ。で、それがいつぐらいまでにやるのかということ。

そして、もう1つが、もう既に陥没したところ、例えば1番、2番、3番というか、特に1番なんか、もう4掛けの4掛けの2.2ですから、33立米ぐらいをもう既に元に戻されてるっていうか。これを、所有者自己責任ということで全部やれっていうことは、なかなかきついだらうなというふうに思うし、1番については、単独土地改良事業の補助金が出たということなので、多分そちらのほうで、ある程度は、あるいは全額、その埋立てについてはやられてるのかなとは思いますが。

例えば、もう既に復旧済みの3、4、5ですか。3、4、5だって、1掛け1掛け1ですから1立米———いうか、そこそこのやはり土というか、も手配せんといかんでしょうし、その辺、これをある自然災害か何かというふうに位置づけて、市として、その辺の復旧については、補助か何かを出されるのか。それとも、あくまでも、それはやっぱり地権者が、もう自分の責任において復旧もやってもらわんと困るというのか。その辺、2点ほどお伺いいたします。

○委員長（杉山武志君） 佐伯建設課長。

○建設課長（佐伯憲一君） 藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、調査範囲についてでございますが、調査範囲につきましては、この位置図でお示ししたら、3番の赤い丸がついてるところ、これは市道でございます。美祿市の道路でございます。伊佐川——上に伊佐川があるんですが、そこから下りてきて、またこれ市道になりますけど、そこにぶつかったところまでと、左側に三差路

の交差点があると思いますけど、北川って書いてあるところがありますけど、そこから今の——ちょっと名前を出していいんか分かりませんが、国道435号の合流するところまで、その市道部分につきましては200メートルで、3月10日の午前中に、実際、探査調査をしたところでございます。

それと今、この⑤、それと⑥の付近につきましては、ボーリング調査を2か所することにしております。その結果を踏まえて、農地につきましては、①と⑥、田んぼが2筆あると思うんですが、そこを電磁波を用いた調査をすることにしております。

私からは以上です。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 私のほうからは、施工済みのところ等につきましては補助金等につきましてお答えしたいと思います。

まず、基本的には、市道の場合は公共施設ということになりますので、市の建設課のほうで施工し——施工するということになります。

続いて、耕地、田んぼでございますが、こちらのほうは地権者の方もいらっしゃいます。こちらのほうは、単独土地改良事業、藤井委員も言われましたけども、こちらのほうで50%の補助金という形で対応するということになります。

そして、問題は宅地になるわけなんですけども、宅地における復旧ということにつきましては、現在のところ、市としての制度というのはございません。補助制度であったりとかですね。あくまで個人の所有の1宅地ということになりますと、なかなかそこまで行政として、税金を投入するところがなかなか難しいところがありますので、そこは、制度上は個人負担という状況でございます。

それから、災害という、ある意味認定といえますか、そういうふうな御意見ございます。これがどの程度の災害っていう——名目上でいいますと、我々ほとんどのケースの場合が豪雨災害であったり、梅雨災害であったり台風災害、いわゆる雨に基づくものということで、そういうふうなものにも、日中雨量80ミリとか、時間雨量が20ミリ以上とかそういう規定がございますので、そういうふうなことに基づいての災害認定というふうになろうかというふうに思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この電磁波レーザー探知機っていうのは、ただ単に垂直——要するに、深さ方面5メートルなのか。幅がやっぱりかなり——も、同時に分かるのかで、やっぱり実際に調査をするというか、範囲も変わってくるかと思うんですけども、その辺は、ただ単に垂直状況の状況を見るということでしょうか。

もし、そうであれば、今言われたこの市道のところ、あるいは田んぼのボーリング、2か所のボーリングですか——ということだけでは、なかなかこの下が実際にどういうふうになってるか。本当に空洞がどんどん広がってるのかどうなのかっていうのは分からないんじゃないでしょうかね。

だから、その辺、何かやるんだったら、もう少し広範囲っていうか、本当にやっぱり、こういう陥没可能性があるところが、この辺からずっとまだ広がっているのかどうなのかっていうところを本来やらないと、やっぱり非常に不安のままずっと過ごすということになるんですけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

課長のほうから説明はいたしました。市道部分につきましても、基本的には全幅、市道の幅全部で、その下を全て探査するということになります。

それから、ボーリング調査のことを申し上げましたが、基本的には、ボーリング調査は、その土質の構造といいますか、土質がどういうものであるかというところを調べるということになります。

それに伴いまして、先ほど言いました①と⑥の2筆につきましては、約2,000平米だったと思いますが、その部分は、その面積部分の地下において探査を行うということにしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ボーリングは地質調査だと。①、⑥ですかね——については、2,000平米ぐらい調査しますというお話ですけど。それは、例えば、今電磁波のレーザーでずーっとこう市道歩かれましたよね。で、それでそれが山口新聞ですか、出てましたけれども。

この田んぼだったら、幅が仮に2メートルであつたら2メートルでずっといって、またずっとっていうか、こういう感じで、要は100メートルの幅だったら、2メー

トルしか探査できないんだったら50回往復するっていうか、極端なことで。そういうふうに、全面やるっちゅうことですか。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 道路部分については、その幅員分は往復をしながらというか、それでやっていくということですか。

圃場の部分ということになりますと、実は、圃場というのは道路と違いまして不陸っていうか、安定感が全くないところがございますので、土質調査——先ほどちょっと課長触れましたが、土質調査を行って、その土質の状況に合わせて、実は探査方法というのが3つございます。この電磁波による探査ということと、電氣的な速度による探査ということと、あとは弾性波による探査という3つの種類が実はあるわけなんですけども、これにつきましては、圃場部分につきましては、どれが一番最適であるかということボーリング調査の結果を踏まえて、その辺を専門業者の方としっかり協議をしながら選定をしていきたいということで考えておりますが、基本的には、電磁波探査というのは、今藤井委員言われましたように、往復をしながら全面積をクリアしていくというのが基準ということになります。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ちょっと、私からも1つよろしいですか。

今、この伊佐地区で調査をされるということで、秋芳町の別府地区が、地元の言葉ではジバス、ジバスというんですけど、同様にあちらこちらが毎年数か所陥没しております。

また、地元の方のお話等伺われて、調査が必要だったら調査の対象としていただくとかできればなど思いましたので。ちょっと余談ですが。

そのほか、荒山委員。

○委員（荒山光広君） このたびの陥没については、報道等で知ったわけなんですけど、報道によりますと、予算——予算といいますか、経費については、予備費を充てるということがございます。緊急のことですので、それは致し方ないと思っておりますけども。年度末も近づいてまいります、その予備費で足りるのか。

どっちにしても、期間的にも少しかかるんじゃないかなということで、その辺の予算——予算といいますか、経費について、新年度どうされるのか。補正を組むのか、また予備費を使われるのか。その辺の予算について、どういうお考えか、ちょ

っとお尋ねしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの荒山委員の御質問にお答えいたします。

今回は、こういうふうな集中した陥没ということもございましたので、予算を持っておりませんでした。そこで、市長のほうにも御相談申し上げたところ、予備費でやはり対応しようということになった経緯がございます。

今後、この調査等を行う上において、さらに追加予算等が必要であるとしたならば、それは新年度の中で補正を組むなり、そういうふうな対応になろうかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君） ごみの収集が変わったんですけれど、これなんですけど、とても見にくくて……。これ美東町なんですけど、これでは高齢者の方が見られないと、何か改善してほしいと。

美東の場合は、1月、2月とありまして、こうカレンダーが大きかったんです。見やすかったんです。これちょっととても見にくくて、カラーでなくていいから、もう少し前のように見やすくしてほしいと。

去年の分についても、裏表使ってあったんですね。それも裏まで使うのではなくて、表だけを使ってほしいと。その裏を儉約するんじゃなくて、ほかにもあるんじゃないかと。こんな日常のことには、やっぱり使いやすいようにしてほしいというのがありました。だから改善を求めますが、改善していただけますでしょうか。

それと、硬プラチックのこれなんですけど、これ、袋に入れてるようになってますけど、以前は袋じゃなくてコンテナだったような気がするんですけれど。これについても御意見がありまして、脱プラの今の社会の中で、この袋を使うのはどうだろうかという御意見もありましたけれど、どうなんでしょうか。

まず、毎日のごみのこれをちょっと、どうか改善していただきたいんですけれど、ごみカレンダー。秋芳や美祢の地域ではどうなってるか分かりませんが、御意見い

ただいたのは美東の方ですから。

○委員長（杉山武志君） 今、ごみカレンダーのことですけど。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの三好委員の御質問というか、御意見なんですけれど。

ごみカレンダーについては、今回ごみの収集方法を統一するのと併せて、今までの美祢地域・秋芳地域・美東地域のカレンダーも統一をしたわけでございます。

美東地域は、今まではカレンダーは、別に職員が手作りで印刷したものをカレンダー、A4の紙に4月、5月、上下4月、5月というものを印刷して、カレンダーっていうか、1枚お配りしてますけれど、それとは別に配布をしております。

今まで、ほかの地域はどうだったかという、秋芳地域は、1枚もの下にカレンダーがついている。美祢地域はどうだったかっていうと、美祢地域は、ちょっと地域分けが今まではなかなか難しくてカレンダー化ができなかったために、今回、令和3年度からお配りする家庭ごみの正しい出し方については、どの地域も同じように、下にカレンダーを載せましょうということで、統一を図ったわけです。

そのため、美東地域の方については、これまでちょっと大きいというか、見やすいものであったのが、カレンダー1枚の紙になってしまったために、ちょっと御不便になるかと思えますけれど、基本的には曜日がほとんど決まっておりますので、それほど——一度覚えてしまえば、大体——大体何曜日は燃えるごみの日っていうのは分かると思えますので、ちょっと申し訳ないんですけれど、統一という意味で御理解いただけたらと思えます。

それと、プラスチック、硬プラスチックの出し方についてですけれど、こちらについても統一を図るという観点で、袋に入れて出す、指定のごみ袋に入れて出す。これは、指定のごみ袋というのは、手数料を頂くことになっております。なぜ手数料を頂くかっていったら、収集運搬、そして、硬プラスチックはまた特に処理費がかかりますので、手数料を徴収するために、袋に入れて出してくださいということをお願いしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。また、個別に対応されますか。（発言する者あり）

そのほかございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回、発電所の、この教育民生がこの件についての委員会と  
いうことで報告がございましたけども。

今後、例えば説明会、実際の業者からの説明も一応予定されてますけれども、委  
員会としては、この件についてはどのようなタイミングで、この委員会で話をして  
いくおつもりなのかっていうか。

例えば、今はもう配慮書が終わって、今方法書ですけども、さらにそれが認可  
されるというか、オッケーということだったら、今度、準備書とか評価書とかある  
んですけど。大体、その段階段階ぐらいで話を、状況を確認するという事なのか。  
やっぱりもっと中身について、いろいろ本当に、やるべきかやらんべきかとかいう  
ようなことまで突っ込んだ議論をするのか。そこは委員長はどのようなお考えかな  
と思ひまして。

○委員長（杉山武志君） やるべきかやらないべきかというところまでは介入すると  
ころはいかがなもんかと思うんですが、一応、市民から調査の要望書、これは議会  
のほうへ提出されて、調査の要望を当委員会が受けております。ですから、事ある  
ごとに執行部のほうからの報告も求めておりますし、先ほどお話がありましたけど、  
説明会があるようです。ぜひ、委員の皆さんも出席いただいて、自分の目と耳で地  
域の方の要望ですとか、企業側の説明を伺って、個々の活動にはなりますけど、調  
査していただければと思っております。

また、そのほかに進展等ございましたら、また委員会に、皆さんに諮りたいとは  
思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたし  
ます。長時間にわたる御審査、御審議、大変ありがとうございました。お疲れさま  
でございました。

午後 3 時 14 分閉会

---



上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月12日

教育民生委員長